

令和元年12月16日

関係者各位

岐阜県立山県高等学校
校長 伊藤 崇

校則の一部見直しについて（お知らせ）

初冬の候、日頃は本校の学校教育に対し、格別のご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、このたび本校の校則を「学校として、教育目的との関連で必要性・合理性があることを生徒や保護者その他の県民に具体的に説明できるかどうか」という観点で見直した結果、下記①～④の点について見直すこととしました。ついてはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ①学校管理下にはない、生徒の私生活上の事柄（旅行、外泊など）について学校の許可や承認を必要としているもの

生徒心得

3 校外生活

- ~~（2）外出時には保護者の許可を受け、服装は高校生としてふさわしい端正で質素なものを着用するとともに、常に清潔であるように心がける。~~ ←削除
- ~~（3）午後10時以降午前4時までの、夜間の外出は禁止であり、深夜徘徊をしてはならない。~~ ←削除

- ②選挙権年齢引き下げと関連し、学校外での政治活動は基本自由であるにもかかわらず、集会・行事への参加や団体への加入などに学校の許可・承認・届出を必要としているもの

諸届規程

- 1 次の事項については、事前に学級担任または係に申し出て、校長の許可を受ける。
- ~~（4）校外団体への加入・活動・本校の名称を冠しての集団活動~~ ←削除

- ③下着の色の指定など、ルール遵守の確認行為自体が新たな人権問題となりかねないもの
→ 該当なし

- ④時代の要請や社会常識等の変化に伴い、適用が想定されないもの
→ 該当なし